



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ
市民課 ☎73-3005 善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662
ねんきんネット http://www.nenkin.go.jp/n_net/

受給者には日本年金機構から所得状況届が送付され、この届けにより毎年、所得審査を行っています。所得の申告をしていない場合、年金の支給が一時的に停止されることがありますので、収入がない受給者も必ず申告をしてください。

また、平成26年1月2日以降に住所を変更した受給者は、平成26年1月1日に住民登録をしていた市町村で、平成26年度所得課税証明書（平成25年分所得）の交付を受けて、所得状況届といっしょに提出してください。

保険料の納付が困難なときは

経済的な理由により国民年金保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付

短期年金受給者は「所得状況届」を忘れずに届け出が必要

7月は国民年金（短期年金）受給者が「所得状況届」を提出する月です。

20歳前に初診日のある傷病などによる障がい基礎年金や障がい福祉年金からの裁定替えにより障がい基礎年金を受給中の人の年金コード 6350 2650

母子（準母子）福祉年金からの裁定替えにより遺族基礎年金を受給中の人の年金コード 2750 2850

短期年金受給者は「所得状況届」を忘れずに届け出が必要

募集

特定公共賃貸市営住宅 入居者募集

▶申し込み・問い合わせ 住宅課 ☎73-3045

次のとおり入居者を募集します。

団地名 宮尾団地（財田町財田中）
構造 耐火2階建
募集戸数 4LDK・水洗トイレ 2戸
使用料 月額48,000円
申し込みができる人

- ①市内に住所または勤務場所を有する人
- ②同居の親族か、同居しようとする親族がいる人（事実上婚姻関係にある人や婚約者を含む）
- ③現に住宅に困窮している人
- ④市町村税などを滞納していない人
- ⑤世帯の月額所得が15万8,000円、48万7,000円の人
- ⑥申込者または同居親族が暴力団員でないこと

入居予定時期 8月上旬
必要書類

- 申込書（住宅課、各支所にあります）
- 入居予定者全員の住民票
- 所得課税証明書・納税証明書（学生を除く15歳以上の人）

入居希望者は7月15日（火）の午前8時30分～午後5時（土・日は除く）までに、必要書類を住宅課へ提出してください。

募集

防災士養成講座

▶申し込み・問い合わせ 総務課 ☎73-3000

市では、地域防災を担う人材の育成を目的に、防災士養成講座を開催します。

防災士とは、NPO法人日本防災士機構が認定する民間資格で、社会のさまざまな場面で、減災と防災力向上のための活躍が期待されています。

講座では、防災に関する知識を学習するほか、避難所の開設と運営など実践的な演習も行う予定です。また、講座の最後には資格取得試験を実施します。試験に合格すると、防災士台帳に登録され、防災士となります。

防災士として登録されたら、自主防災組織への訓練指導や防災活動の実施など、地域防災の現場で活躍していただけます。

講習受講から資格取得試験まで、一度にできる機会です。ぜひ、ご参加ください。

対象 市内在住または市内に勤務する20歳以上の人

日時 11月29日（土）9時～17時10分
30日（日）9時～18時30分
2日間とも受講しないと資格は取得できません。

また、資格を取得するためには、

普通救命講習を受けていることが必須です。まだ受講していない人は、本講座とは別に普通救命講習（無料）を受講してください。

会場 高瀬町農村環境改善センター

定員 50人

応募者多数の場合は先着順となります。また、応募が少ない場合は、開催しないことがあります。

参加費 10,000円
（教材費、防災士資格取得試験料、防災士資格認定登録料）
防災士研修講座受講料50,920円は市が負担します。

申し込み方法 申込書に参加費を添えて、総務課まで提出してください。

申込書は総務課または各支所にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

申し込み期間 7月7日（月）～8月8日（金）
※開庁時間内のみ受付



が免除または猶予される制度があります。免除や猶予を受けることで老齢・障がい・遺族基礎年金の受給権を確保することができます。

免除申請 本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請により全額免除または一部免除されます。

若年者納付猶予制度 学生でない30歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により全額猶予されます。

承認期間 7月から翌年6月（申請日が1月から6月の場合はその年の6月）までです。免除を受けるためには、毎年申請書の提出が必要ですが、全額免除と若年者納付猶予に限り、引き続き免除・猶予を希望する場合は、毎年の申請は不要です。

ただし、退職や被災を理由に承認された場合は、継続免除の対象にはなりません。また、税の未申告により前年所得が確認できないときは、改めて申請が必要になる場合があります。

追納制度 免除・猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後から納めることができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経

過期間に応じた加算額が上乘せされます。また、今年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請することができます。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある人は、市民課または善通寺年金事務所へご相談ください。

社会保険労務士による

無料年金相談

●日時 7月9日（水）午前10時～午後3時
●場所 三豊市役所西館
●持っていくもの
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。

●問い合わせ
街角の年金相談センター
高松（オフィス）
☎087（811）6020

ねんきんネットをご利用ください

ねんきんネットでは、インターネットで年金に関する便利なサービスを受けることができます。ご利用にはユーザIDの取得が必要です。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。